

行政改革大綱

平成 19 年 1 月

鳥取県西部広域行政管理組合

基本方針

1 基本的な考え方

鳥取県西部広域行政管理組合（以下、組合という。）の行政改革については、構成市町村の行政改革と並行して人件費の抑制、事務経費削減等に取り組んできたところであるが、景気の長期低迷による構成市町村の税収の伸び悩み、地方分権の推進、国の三位一体改革による国庫支出金制度の見直し、普通交付税の削減等による大規模な財政縮減政策により、構成市町村の財政運営は今後ますます厳しくなることが予想されることから、組合としても単に経費削減を中心とした改革にとどまらず、改めて組合運営全般にわたる徹底した見直しを行い、中長期的な視野に立って事務事業の整理統合、組織の合理化、職員の適正配置等抜本的な行政改革を推進するために大綱を策定するものです。

2 改革の基本方針

(1) 簡素で効率的な行財政運営の確立

組合の構成市町村の経費負担をできるだけ軽減できるように、「限られた経費及び人材で最大の効果」をあげるために、コスト意識を重視した簡素で効率的な行財政運営の確立を図ります。

(2) 民間活用の推進

「民間に任せようがより有益なものは民間に任せる」という基本的な考えのもと積極的に民間委託、指定管理者制度等の民間活用を検討推進します。

(3) 構成市町村との連携

行財政改革の推進にあたっては、構成市町村と組合が一体となって推進します。

3 推進期間

この大綱は、平成18年度を起点に平成22年度までの5年間の推進期間とし、この大綱に組み込まれなかった今後発生する課題についてもその都度検討し実施します。

4 実施計画

大綱に基づく実施計画は、推進期間を平成22年度までとし、計画的かつ効率的に推進するため、年度ごとの取り組み内容及び目標数値を明記します。なお、国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな

指針」に基づく「集中改革プラン」としての取組み事項は、実施計画の一部として策定し、今後発生する課題についてもその都度検討し実施します。

5 推進体制及び進行管理

(1) 行政改革推進本部

ア 推進本部

行政改革の推進を図るため、本組合の正副管理者をもって行政改革推進本部を設置します。

イ 推進委員会

行政改革推進本部に提出する議案を事前に審査するため、構成市町村の助役、助役を置かない場合にあっては総務課長をもって推進委員会を設置します。

ウ 幹事会

行政改革推進本部に提出する議案を事前に調査研究するため、構成市町村の部・課長をもって幹事会を設置します。

エ 作業部会

幹事会に提出する議案を事前に調査研究するため、事務局及び消防局の局長・課長、施設長、署長をもって作業部会を設置します。

(2) 進行管理

各年度の取組み内容を具体的に示した実施計画を策定し、計画的かつ積極的に推進する。実施計画は、可能な限り目標数値を設定し、必要に応じて随時見直しを行います。

また、推進委員会において、毎年度に進捗状況のヒアリングを実施し、推進本部に報告の後、ホームページの活用による積極的な情報公開により行政改革を推進します。

行政改革推進の基本項目

- 1 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- 2 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）
- 3 職員定数の適正化
- 4 給与等の適正化
- 5 経費節減等の推進
- 6 組織のあり方
- 7 負担のあり方

具体的方針及び改革事項

1 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

限られた財源の中でより効率的かつ効果的な事務事業を行うため、必要性、緊急性、優先性、費用対効果の分析を行い、より一層事務事業の整理合理化を図ります。

(1) ふるさと市町村圏基金のあり方及び広域活動計画の見直し

構成市町村の出資による基金の運用益で実施している事業について、廃止も含めて今後の方向性について検討します。

(2) 可燃ごみ処理及び焼却灰の処理体系の検討

西部圏域のごみ処理体制の今後の対応方針について、平成22年度までに対応方針を検討し結論を出す必要があることから、このことについての各対応方針を検討するとともに、米子市クリーンセンターから発生する焼却灰の広域エコスラグセンターでの一括熔融処理の可能性について検討します。

(3) し尿処理施設の集約化の検討

現在の西部圏域のし尿処理施設（組合の米子浄化場・白浜浄化場、日野3町組合の清化園、境港市の市浄化センターの4施設）の処理体制を組合の米子・白浜両浄化場に集約処理することについて検討します。

(4) 不燃ごみ処理施設の一元化の検討

現在の組合リサイクルプラザ（米子市ほか7町村）と境港市リサイクルセンターの2施設で行われている不燃ごみ及び資源ごみ（古紙類等）の処理体制を組合リサイクルプラザでの処理に一元化することについて検討します。

(5) 視聴覚ライブラリーの今後のあり方

昭和60年4月から現在に至るまで、視聴覚ライブラリー業務を組合の1つの事務として実施してきたところであるが、廃止も含めて今後の方向性について検討します。

(6) 消防救急無線のデジタル化整備計画の一元化の検討

電波法等の一部改正により現在の周波数の法令使用期限が平成28年5月末までとされたことから、消防救急無線のデジタル化について、整備・維持管理費を考慮し県及び県内3広域消防局が参画し、指令システムの広域化・共同化（県内一元化）及び県の整備計画策定について協議することとしています。

消防救急無線のデジタル化の整備時期については、平成26年～27年度を計画しており、過渡期対策として既存無線設備の経年劣化が否め

ないため基幹改良工事を実施することとしています。

(7) 大規模な投資的事業の事業計画の見直し

新規の大規模な投資的事業について、必要性、緊急性、優先性の観点から再検討を行い、事業費の縮減及び実施時期の変更により、年度ごとの事業費の平準化に努めます。

(8) 最終処分場の今後のあり方

現在の最終処分場の今後のあり方（現処分場の埋立計画方針及び自前の最終処分場建設計画）及び最終処分場の今後の維持管理に係る経費問題について検討します。

(9) エコスラグセンターの溶融スラグの今後の活用方法

エコスラグセンターから発生する溶融スラグの更なる有効活用方法について、鳥取県等と調整を図りながら検討します。

2 民間委託等の推進

より効率的かつ効果的な事務事業を推進するため、行政責任を十分考慮した中で、民間にできることは積極的に民間委託等を推進します。

(1) 全ての組合施設の直営、指定管理者制度、民間への業務委託の検討

現在、委託可能な業務について実施してきているところであるが、今後も全ての施設について総合的に評価しながら指定管理者制度、民間への業務委託について検討します。

3 職員定数の適正化

今後到来する大量一斉退職等を考慮し、増大する行政需要及び社会経済情勢等を踏まえ、弾力的かつ的確に対応するために職員定数の適正化を推進します。

(1) 早期退職特例措置の導入

現在、職員の年齢階層の歪が激しいことから、職員の年齢構成を平準化し、大量退職者の退職年度の分散を図るため、早期退職者への特例措置について検討します。

(2) 定員適正化計画の策定

事務事業の見直しを行い、行政組織の簡素・効率化等の推進とともに、組合職員の大量一斉退職問題に対処するため、退職者の補充の問題、再任用制度の活用等を考慮し、必要な部署には必要な人員を配置するという基本的視点に立ちながら、定員適正化計画を策定し、定員の適正化を計画的に推進します。

4 給与等の適正化

給与体系の年功重視型から成績重視型への転換、職務職階制度の厳格な運用、給料及び管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等の見直しを行うなど、給与の適正化を進めます。

(1) 給与制度の見直し

国における公務員制度改革等を踏まえ、職務、職責に応じた給与体系とするための給料表構造の見直しと能力、実績を適切に反映した給与制度を構築します。

(2) 給料の削減

構成市町村の財政状況を勘案し、必要に応じて一般職の職員の給料の特例減額を実施し、併せて適正化に努めます。

(3) 職員手当の抑制、削減

職員手当については、これまでも縮減、削減に努めてきたところですが、財政状況を勘案し更なる見直しを進めます。

5 経費節減等の推進

受益と負担の公平性から使用料及び手数料の見直しによる歳入の確保と経費全般について徹底的な見直しを行い、歳出の節減に努めます。

(1) 全ての使用料及び手数料の見直し

使用料・手数料については、圏域住民（以下、住民という。）の負担に不均衡を生じているもの、時代の変化に照らして適正さを欠いているもの、経費に比べ負担の低額なもの等について、定期的（3～5年）に見直しを行い、適正化と財源の確保を図ります。

(2) 経常経費の節減

経常経費については全体的な見直しを行い、節減に努めます。

(3) 入札及び契約制度の改革

入札及び契約については、公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律に基づき、適正に実施してきたところであるが、入札契約審査会（仮称）の設置、郵便入札等の導入により、今後より一層透明性の確保、公正な競争の促進及び不正行為の排除の徹底を図ることを基本として入札・契約を実施し、住民の信頼性の確保とコスト削減を図ります。

また、組合内で一元化できる入札・契約については、実施に向けて検討します。

6 組織のあり方

既存の組織・機構について従来のあり方にとらわれず、簡素で効率的な

組織に見直し、職員の事務事業に係るコスト意識や人材の育成、また、住民と行政がお互いの情報や知恵を共有し、地域の活性化を推進します。

(1) 組織機構の見直し

住民サイドの利便性や多様化する住民ニーズに対応した事務事業を遂行するために、組織の簡素化・効率化につながるものについては、内部組織の分掌事務の総点検を行い、組織・機構の見直しについて検討します。特に、消防の組織体制については、各分野の専門員の設置を考慮した人員配置の見直し、出勤体制の見直し、車両体制の見直し等を検討します。

(2) 職員の意識改革

行政改革を推進し、また、より効果的な財政運営を行い、住民の満足度を向上させるためには、まずは職員一人ひとりが事務事業に係るコスト意識や常に住民の視点に立ち、常に問題意識と目的・目標を明確にし、主体的に取り組んでいく必要があります。

また、行政改革を単なる節約や削減ではなく、個性豊かで活力に満ちた圏域の実現に向けた真の改革としていくためには、職員の能力向上が必要不可欠となります。

ア 職員研修の充実

創造性豊かで高い見識と専門知識を持ち、総合的、長期的視点に立って事務を実施できる職員を育成するため、職員研修についての基本方針にそって一般研修はもちろんのこと専門研修など研修機会の充実に努めます。

イ 職員の能力開発

事務事業の効率的かつ適正な運営を確保するため、より客観的な評価制度の導入を通じた新たな人事制度の確立が求められています。人材育成についての基本方針を定めた人材育成基本方針を策定し、職員の能力向上や人材育成の推進を図ります。

(3) 住民協働の推進

地方分権社会においては、組合と住民との相互間において連携、協力、支援といった点からの検討を深めていく必要がある。そうした観点から組合と住民との役割分担、連携のあり方、支援のあり方、ホームページ等を活用した組合行政への参加・参画の充実等に努めます。

(4) 情報公開と情報提供の推進

情報公開制度的確な運用に努め、組合に対する住民の理解と信頼を深め、組合行政への参加を促すためには、住民一人ひとりに組合行政についての興味と関心を持っていただくことが必要であることから、住民

への一層の情報公開及び情報提供に努めます。

また、情報発信にあたっては、ホームページ、構成市町村の広報紙等あらゆる手段を積極的に活用し、住民が求める情報を正確に判りやすく、かつ、迅速に提供することに努めます。

7 負担のあり方

各事務全般にわたる構成市町村の負担割合のあり方を検討し、見直すべきものは見直しを行います。

(1) 負担割合の検討

あらゆる角度から検証試算し、適正な負担割合について検討します。